

## 船舶事故調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年7月25日 11時30分ごろ
発生場所	徳島県伊島西南西方沖 伊島灯台から真方位249° 2.2海里付近 (概位 北緯33° 49.9' 東経134° 46.4')
事故の概要	漁船東阿丸は、揚錨作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 東阿丸、3.11トン T03-14257（漁船登録番号）、個人所有 第280-43816号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 波高約1m、潮汐 下げ潮の末期、潮流 南流（流速不詳）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漁場に到着後、右舷船首部から錨を投入して一本釣りをしていたところ、強い潮流が南方へ流れ始めて船体の振れ回りが大きくなったので、漁場を移動しようと揚錨を始めた。</p> <p>本船は、船長が、船首を北西方に向けて揚錨中、錨が岩に引っかかったので、錨索をローラーで緩めたり巻いたり、主機を使用して前後進を繰り返したりし、錨を岩から外そうとしていたところ、錨索がローラーに絡み、錨索が緊張状態となり、右舷船首部が沈下し、同部から海水が舷縁を越えて船内に流入して滞留し、転覆した。</p> <p>救命胴衣を着用していた船長は、付近を航行していた漁業協同組合員からの118番通報を受けて来援した巡視船により救助され、本船は、水難救済会の船にえい航された。</p> <p>船長は、錨が岩に引っかかったとき、これまで、外れたことがあったので揚錨を繰り返したが、ブイを取り付けて錨索を切って、あとで錨を揚収すればよかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、強い潮流が南方へ流れている状況下、船首を北西方に向けて揚錨中、錨が岩に引っかかった際、船長が、錨索をローラーで緩めたり巻いたり、主機を使用して前後進を繰り返し、揚錨を続けたことから、錨索がローラーに絡んで緊張状態となって右舷船首部が沈下

	し、同部から海水が舷縁を越えて浸入して滞留し、転覆したものと考えられる。
<b>原因</b>	<p>本事故は、強い潮流が南方へ流れている状況下、本船が、船首を北西方に向けて揚錨中、錨が岩に引っかかった際、船長が、錨索をローラーで緩めたり巻いたり、主機を使用して前後進を繰り返して揚錨を続けたため、錨索がローラーに絡んで緊張状態となって右舷船首部が沈下し、同部から海水が舷縁を越えて浸入して滞留し、転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、海上が平穏でない状況下、揚錨中、錨が岩などに引っかかり、錨が外れない場合、一旦、錨を切り離して離脱し、海上が平穏なときに錨を揚収すること。</li> <li>・ 小型船舶は、潮流が弱い場所で、錨泊することが望ましい。</li> </ul>